

## 令和6年度事業計画

自 令和6年7月 1日  
至 令和7年6月30日

### 運営の基本方針

政府の骨太の方針 2023 において、中でもデジタル化の推進が重要方針であり、自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けて、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、「2025 年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行への取組を推進する」としています。

そこで、全公連においては、令和 6 年度の事業計画として重点的事業「協会事業の拡大に向けた法整備への協力」として、全調政連と連携し、日調連から関係省庁への要望改正案を提出していただくため、意見交換や情報提供等の協力を継続して行っていく模様です。

特に、狭あい道路解消については、土地家屋調査士の業務として有望あり、日調連・全調政連・全公連がスクラムを組み、全国規模のシンポジウムを毎年開催するなど今後の業務拡大について啓蒙をしているところは皆さんもご承知のことでしょう。

重ねて、所有者不明土地問題等の社会問題にも大きく貢献できる事業として、災害時復興支援事業と狭あい道路解消登記処理業務、官民境界確認補助業務、未登記処理業務、里道水路の地方分権譲与後の土地表題登記業務等の啓発を行っていますが、今年度も地図作成事業と共に公嘱協会の中心的事業として全国の各協会が各担当部署に継続して提案していくための、資料作成や広報活動を積極的に行い、各公嘱協会の公益目的事業に資するものとして、業務拡大に繋げて行くとの考えです。

更に、昨年末には国土交通省から嘱託登記業務が品質確保に関する法律に該当する業務であるとの通知により、関東地方整備局からの事務連絡が管内官公署当てに周知されました。

この事務連絡により公共調達における入札価格に最低価格が規定されることになりました。このことは、嘱託登記における土地家屋調査士業務が価格競争のみではなく成果に安心と安全を担保することが必要であるとの認識が考慮された証左であると考えています。

このことを鑑み、昨年末に中国地方整備局に3会で足を運び、まずは土地家屋調査士業務の適正化をお願いし、良好な回答を得たところです。

われら島根県公嘱協会もデジタル化社会に乗り遅れることなく、社会から必要とされる組織として更に発展するためには、デジタル化に沿った業務の拡大が急務であり、その中において、嘱託登記関連業務の適正・迅速な業務処理による発注官公署との信頼関係構築は、無くてはならない重要なことであると考えています。

地元を目を移すと、松江市においての官民境界確認補助業務は令和6年度から段階的に行うことが決定され、また GIS を利用した新たな地域管理システムの構築を考えておられます。このことに弊協会に対して協力するよう求められています。

このように、私たちも新しい視点を持ち、また新しい技術を習得することで官公署が持ち合わせない土地家屋調査士の技術の優位性を構築し、最先端技術を学び、それを発信すべきだと考えているところです。

#### 総務部

- ① 協会の現状に即した諸規則・諸規定の改廃及び新規作成
- ② ホームページの保守管理及び活用
  - ・社員への情報提供をホームページで一元化する
  - ・協会の運営への理解を図るため、理事会報告の配信
- ③ インターネットを用いた情報管理及び利活用の研究
  - ・クラウド等を用いて協会内部ファイルのバックアップ体制の確立
- ④ インボイス制度実施に伴う社員への対応方法の検討
  - ・社員への支払書通知書の確立
  - ・インボイス会計処理の検討
- ⑤ 各部の事業に協働し、協会業務の円滑な推進を図る

#### 業務部

- ① 研修会の実施
  - ・不特定多数向けの研修会（自主事業）を行う予定だが、できない場合は社員向け研修を行う
- ② 受注促進
  - ・単価契約のない部署へ単価契約を結べるよう働きかける
  - ・官公署への定期的な訪問を行い、測量業登録の完了した旨を伝えるとともに受注促進を期待した相談業務を行う
  - ・松江市と官民境界確認補助業務についての協議を進める
- ③ 地図作成の推進
  - ・14条地図作成の事業推進を図る

#### 経理部

- ① 公益法人の法令、公益法人会計基準を遵守し、適切な会計処理を行う
- ② 収支相償となるよう会計処理を行う
- ③ 財政調整基金（旧公益目的事業推進準備資金）を適切に管理する